



姫路サービスエリアで迷惑駐車防止の啓発活動を行いました。

R3.8.4

—姫路河川国道事務所—

～「SAでの相乗り行為による迷惑駐車はやめましょう！」～

一般国道2号姫路バイパスの姫路サービスエリアでは、仕事やレジャーに行く人たちが、各々の車でサービスエリアに集まり、1台の車に乗り合わせる「相乗り行為」により、残された車が長時間放置され、他の利用者の迷惑になっています。

これら迷惑駐車防止対策の一環として、姫路河川国道事務所では、毎年8月の道路ふれあい月間の取り組みとして、啓発活動を行っています。

今年は、姫路サービスエリアの利用者に対し、チラシを配布し、啓発活動を実施しました。

活動の概要

- 日時：令和3年8月4日（水） 17：15～18：15
- 場所：一般国道2号姫路バイパス 姫路サービスエリア
- 参加者：【道路管理者】 姫路河川国道事務所3名
【施設管理者】 (株)ファミリーマート5名
- 内容：姫路サービスエリア駐車場で、利用者、迷惑駐車をしているドライバー等に対して啓発チラシを配布



啓発活動の様子

高速道路・サービスエリアの適正な利用にご協力下さい！



【啓発ミーティング】



【迷惑駐車禁止啓発活動の様子】

長時間にわたる迷惑駐車は、他のドライバーが休憩出来なくなるなど、居眠り運転の原因にもなりかねず、交通の安全を脅かす行為につながります。

今後も利用者のマナー向上をめざして啓発活動を続けて行きます。



【問い合わせ先】



国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第一課
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 Tel:(079)282-8211 (代表)